

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団公式フェイスブック運用要領

平成28年 3月 3日 27江文管第380号
改正 平成30年11月29日 30江文管第299号
改正 2020年12月14日 20江文管第328号

(目的)

第1条 本要領は、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）を利用者等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック…インターネット上で文書や写真を不特定のインターネット利用者に公開し、交流を行うことのできる手段をいう。
- (2) 公式ページ…財団が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント…フェイスブックを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) シェア…自分の近況や撮影した写真、お気に入りのサイト等を他のアカウントと共有する機能をいう。
- (5) 「いいね」機能…他のアカウントまたはページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能をいう。

(運用主体)

第3条 公式ページの運用主体は財団管理課広報担当及び各施設とし、アカウントの管理及び情報の発信を行う。

2 ユーザー名は次の通りとする。

| 運用主体 | ユーザー名 |
|-----------------|----------------------|
| 財団管理課広報担当 | @kotobuncomi.culnavi |
| 江東区文化センター | @kotobunka |
| 森下文化センター | @morishitabunka |
| 古石場文化センター | @furuishibabunka |
| 豊洲文化センター | @toyosubunka |
| 東大島文化センター | @higashiojimabunka |
| 亀戸文化センター | @kameidobunka |
| 砂町文化センター | @sunamachibunka |
| 総合区民センター | @koto.sogokumin |
| ティアラこうとう（江東公会堂） | @tiarakoto1994 |
| 深川江戸資料館 | @edomuseum |
| 芭蕉記念館 | @bashomuseum |
| 中川船番所資料館 | @funabanshomuseum |

(運用主体等の明示)

第4条 財団は、本要領で定めるアカウントの運用主体、発信内容及び発信方法について、公式ページ内に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 財団は、なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運用主体としてフェイスブックのユーザー名を財団ホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第6条 公式ページでは、以下の情報を掲載することとする。

- (1) 主にホームページ及び広報紙に掲載した情報
- (2) 災害・事故等の緊急情報
- (3) その他所管課長が適当と認める情報

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第7条 公式ページには、原則として、財団が発信する情報のみを掲載する。

2 財団以外のフェイスブックやアカウントへのコメント及び公式ページに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして、所管課長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能等の使用)

第8条 公式ページでは、財団情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、財団以外のフェイスブックページ及びアカウントに関するシェア並びに「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして、所管課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(財団ホームページとのリンク)

第9条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として財団ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして所管課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(投稿の削除)

第10条 他のユーザーによる次に掲げる投稿を禁止し、所管課長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反する恐れのある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を持定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの(事業参加者への事前同意を得たものを除く) ※名前・住所・電話番号の他、顔がうつった写真など
- (10) 有害なプログラム等

- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、財団が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(掲載情報の発信について)

第11条 運用責任者は、当該施設長、広報担当係長をもって充てる。発信にあたっては、「公益財団法人江東区文化コミュニティ財団ソーシャルメディアの利用に関する基本方針」に規定する「4 基本原則」及び「5 禁止事項」を遵守すること。

- (1) 情報の発信について、内容がホームページ及び広報紙に掲載したものと同等な場合は、担当者の判断により発信できるものとする。なお発信後は運用責任者に随時報告する。
- (2) 上記以外の内容について発信する場合は、原則として運用責任者の了承を得る。ただし、災害・事故等の緊急情報の発信を要する際は、発信者以外の職員が内容を確認した上で発信することができるものとする。その場合も速やかに運用責任者に報告する。

(担当者の責務について)

第12条 担当者は、適宜更新に努め、即時性を活用した広報に努める。

(運用要領の変更)

第13条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、公式ページ又は財団ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第14条 その他、本要領の実施について必要な事項は、管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、2021年1月1日から施行する。